

平成23年7月27日

株式会社 オフィスエル  
代表取締役 木村 誠 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野 美絵子



## 要 請 書

先般、貴社から拝受しました平成23年4月5日付の「回答書」を踏まえ、当協会  
は貴社が使用されている契約書第4条2（以下「本契約条項」とします。）について、  
下記のとおり改善・是正をされたく要請を致します。

本要請につきましては、改めて書面にて平成23年8月30日までに貴社のご検討  
及びご対応の結果をご回答頂きたく、併せて要請致します。

なお、本要請の内容及びこれに対する貴社からのご回答の有無とその内容につきま  
しては、当協会において公表する可能性があることを申し添えます。

### 記

#### （1）要請の趣旨

貴社が使用されております本契約条項について、消費者たる委任者が請求した場合には、  
委任事務の処理の状況を貴社が請求者に速やかに報告する旨が明確となるよう、同条項の  
文言を改訂されたく要請します。

#### （2）要請の理由

貴社が遂行されている探偵業における貴社と委任者との間の契約は、その性質上、準委任  
契約と考えられますので、民法645条に基づき貴社には報告義務が課されることは明らか  
です。

この点について、業務の遂行中に「処理の状況」に関して報告義務を負うことは、平成  
23年1月28日付「回答書」において貴社ご自身も認めておられるとおりです。

貴社が現在使用されている本契約条項では、この点が文言上も文理の上からも明確では  
なく、誤解や紛争の原因となりかねません。また、同日付「回答書」で述べられておりま  
す貴社のご見解を前提にすれば、本契約条項を本書面の要請の趣旨のとおりのものに改訂  
することは、貴社にも何ら差し支えがないものと考えます。

むしろ、この改訂をされることにより、貴社のご見解が消費者に正しく認識、理解され、  
契約条項を巡る紛争を予防し、貴社の社会的信用を一層高めることにもつながると考えま  
す。

以上の次第ですので、要請の趣旨のとおりのご対応をおとり頂きたく、本書面をもって  
要請を致します。

以上

本件連絡先: 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内  
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
TEL : 03-3448-9736  
FAX : 03-3448-9830